個別施策1 災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり

(①建築物等の耐震化の推進 ②木造住宅密集地域解消の取組みの推進 ③市街地整備による防災・住環境等の向上)

取組状況•成果

【建築物等の耐震化】

- 災害に強いまちづくりを実現するため、積極的な普及啓発活動等を行い、建築物の耐震化を促進しています。
- ・建築物等耐震化支援事業を開始した平成18年度からの10年間で、耐震補強工事費助成を行った住宅は1,241戸となり、新宿区耐震改修促進計画(平成20年3月)における平成27年度末時点の目標の1,000戸を上回りました。
- 区内にある約3,500件の擁壁等については、平成24年度より擁壁等の所有者に対し、擁壁等の適切な維持管理について安全化指導啓発を継続して実施しています。結果、改修工事費助成は3件で目標件数を下回っていますが、安全化指導啓発により、平成25年度からの3年間で、助成を受けない自主的な改修(63件)、補修(72件)が進んでいます。

【木造住宅密集地域の防災強化】

- ・若葉・須賀町地区では、木造住宅密集地域の防災性向上のため、土地所有者等による共同建替えを 支援しており、3棟の共同建替えが実現しました。また、地区内の建替えに併せて、地区内主要道 路等の公共施設整備を行うことにより、地域の防災性向上及び歩行者空間の拡充を図っています。
- 西新宿五丁目地区の北側エリアでは、老朽化した木造住宅が密集した地域を解消するために市街地 再開発事業等を支援しています。南側エリアでは不燃化推進特定整備事業に取り組んでいます。新 たな防火規制や地区計画等の導入による不燃化の促進を図るために、地域において懇談会の開催や まちづくりニュースの発行を行っています。
- ・上落合二丁目の一部・三丁目で、新たな防火規制区域の指定を受け、地区計画の策定に取り組んでいるほか、赤城周辺地区では、新たな防火規制区域の指定及び道路状空間を確保するための地区計画を策定しました。

【再開発による市街地の整備】

- ・西富久地区は平成27年度に施設建築物が完成し、西新宿五丁目中央北地区は平成29年度の完成に向けて高層棟の建築工事が進捗しています。四谷駅前地区は、平成28年9月に建築工事に着手し、平成31年度の完成を目指しています。
- 他の地区においても、準備組合により市街地再開発事業等に向けた検討が行われています。

現 状・課 題

【建築物等の耐震化】

- ・建築物の耐震化については、耐震性が不足する建築物が依然として多く残っています。木造建築物の耐震化を促進するためには、予備耐震診断や耐震診断・補強設計から耐震補強工事の実施につなげていくことが課題です。また、マンション等の非木造建築物については、耐震改修工事に向けての合意形成を支援していく必要があります。
- 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化については、耐震診断から補強設計・耐震補強工事の実施につ なげていくことが課題です。
- ・建築敷地の耐震化については、古い石積みなど耐震性が不足する擁壁が多く残っており、平成24年 度から実施した擁壁及びがけ改修等支援事業についても改修工事費助成件数が少ないことが課題です。

【木造住宅密集地域の防災強化】

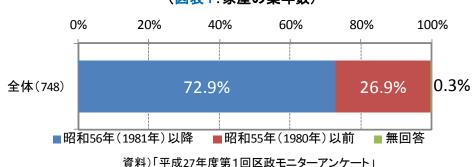
- ・共同建替えについては、防災性の向上と住環境の改善に向け、地元の合意形成の支援を円滑に進めることが課題です。関係機関との協議や補助金の適切な執行等を行い、住宅の建替え及び共同建替えを促進するとともに、道路等の公共施設を整備していく必要があります。
- 新たな防火規制は、地区計画と併せて策定することが効果的であるため、地元地権者等に対し不燃化 促進の必要性等について丁寧に説明を行い、十分な合意形成を図る必要があります。

【再開発による市街地の整備】

- 区内には、老朽化した木造住宅が密集し、道路が狭く、防災面や住環境面で課題を抱える地区があり、 防災性を確保するとともにインフラ機能を強化し、災害に強い高度な防災機能を備えた高度防災都市 づくりを行っていく必要があります。
- ・これらの地域では、地域の方々が主体となり地域の将来像を見据えた計画的なまちづくりを展開していく必要があります。市街地再開発準備組合等が関係権利者や周辺住民の理解の得られる計画となるよう、組合等の活動に対し、都市計画決定の手続や、関係機関等との協議・調整、助言を行うとともに、補助金等を交付する場合には、適切に執行するなどの支援が必要です。

家屋の建築年は、建築基準法改正(昭和55年)に伴う新耐震基準施行後の「昭和56年(1981年)以降」(72.9%)が7割強、「昭和55年(1980年)以前」(26.9%)が2割台半ばです。

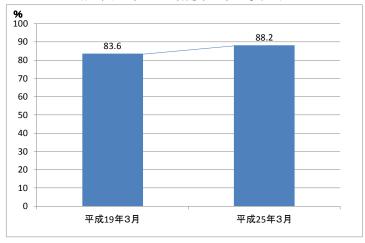
(図表1:家屋の築年数)



23....

新宿区の住宅の耐震化率についてみると、「耐震性あり」は平成19年3月に83.6%であったものが平成25年3月に88.2%と、耐震化が進んでいます。

(図表2:住宅の耐震化率の変化)



個別施策1 災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり

(①建築物等の耐震化の推進 ②木造住宅密集地域解消の取組みの推進 ③市街地整備による防災・住環境等の向上)

目指すまちの姿・状態

- 「減災社会」をめざし、区民と区の協働により、災害に強い都市づくり等による安全で安心して住めるまち、逃げないですむまちをめざします。
- ・建築物及び建築敷地の耐震化、木造住宅密集地域における住宅の建替え及び共同建替え 等を促進するとともに、道路、公園等の公共施設を整備し、防災性の向上と住環境の改善 を図ります。
- ・特定緊急輸送道路沿道建築物を耐震化することで、災害時において避難や救助活動、復 旧復興活動等の重要な役割を担う道路機能を確保し、都市の防災性を強化します。

「耐震診断をしても補強工事に至らないケースがある。相談・説明に十分に取り組むべき」との趣旨のご意見がありました。 施策の方向性では、きめ細かな普及啓発活動を実施するとしており、ご意見と方向性は合致しています。 意見の趣旨を踏まえ具体的な事業を推進することとなります。

(西新宿五丁目中央北地区市街地再開発 事業完成予想図)



(地震に強いあなたの住まい(パンフレット))



施策の方向性

【建築物等の耐震化】

- 木造住宅の耐震化については、モデル地区事業の戸別訪問によるきめ細かな普及啓発活動を実施することで、耐震化を促進していきます。
- ・非木造建築物については、東京都と連携し、マンションの啓発活動を実施することで、耐震化を促進していきます。
- 特定緊急輸送道路沿道建築物については、戸別訪問等を実施し、耐震化を促進していきます。
- 併せて、敷地の耐震化を促進していきます。

【木造住宅密集地域の防災強化】

- 木造住宅密集地域の建替え促進を一層図るとともに、道路等を整備することで、不燃化による防災性の向上と住環境の改善を図ります。
- ・火災危険度が高い地区について、地区計画のほか、新たな防火規制を活用したまちづくりを早急に進めていきます。

現在取り組んでいる個別具体的な記述から、施策の方向性を示す記述となるよう修正しました。

【再開発による市街地の整備】

- ・市街地再開発事業等を活用した良質で防災性の高い建築物への建て替え及び道路・公園の整備等の面的なまちづくりを支援し、災害に強いまちづくりにスピード感を持って取り組み、新宿の高度防災都市化の早期実現を図ります。
- ・市街地再開発事業等の事業中の地区については、事業の進捗に応じて、地区内及び周辺住民に十分に説明を行うよう市街地再開発組合等へ指導・助言するとともに、補助金等交付などの支援をしていきます。
- ・市街地再開発等の事業化に向けて取り組んでいる地区についても、関係機関との協議・調整を行 うとともに、地区内及び周辺住民の理解が得られる計画となるよう市街地再開発準備組合等を支 援していきます。

「旧耐震の建物の耐震化及び不燃化はスピード感を持って行う」との趣旨のご意見と方向性は合致しています。

(新宿区建築物等耐震化支援事業 イメージキャラクター「耐震くん」)



【細街路の拡幅整備】

• 「事前協議による拡幅整備」と「声かけによる拡幅整備」により、第二次実行計画では22.3kmの距離について細街路の拡幅整備を完了しました。これにより、地域特性やコミュニティにも配慮した適切な道路機能の形成と確保を図り、災害時の安全性の向上と快適な居住環境の確保につなげました。

【道路の無電柱化】

・三栄通りの無電柱化工事が完成し、防災性の向上や快適な歩行空間の確保、及び美しい都市景観が創出されました。聖母坂通りや補助72号線の I 期区間については、共同溝整備に取組んでいます。

【道路・公園の防災性向上】

- ・道路の治水対策として、透水性舗装、浸透ます等の新設・改修を平成24年度から27年度までの間に透水性舗装換算で10,003㎡実施しました。また、公園の治水対策として、公園内に雨水浸透貯留施設を平成24年度から平成26年度までの間に300㎡設置しました。
- ・道路・公園擁壁の安全対策として、平成18年度に実施した調査で注意を要すると判断した道路・公園擁壁の安全点検を実施するとともに、改修が必要な新宿中央公園の擁壁の改修工事を実施しました。
- ・公園における災害対応施設の整備として、平成24、25年度の2か年で災害用トイレ及び多目的貯水槽の設置を4園で実施しました。これらの公園は、広域避難場所や一時集合場所等に指定されており、 災害発生時に水道が停止した際には、整備した災害用トイレ及び貯水槽を活用することができます。

【橋りょうの整備】

・橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、これまで上落合八幡歩道橋の補強工事が完了し、平成26年度より朝日橋の補強工事に着手しました。平成27年度は落合橋の設計を実施しました。これにより橋りょうの耐震性の向上や交通の利便・安全性を確保するとともに、災害時における避難経路を確保して地域の防災性の向上が図れました。

「水害対策に取り組むべき」との趣旨のご意見を踏まえ、「水害対策」の項目を設けて記述を 加筆修正しました。

現 状・課 題

【道路の無電柱化】

・比較的狭い区道での地上機器の設置場所やが行者動線を確保することが課題です。また、整備には多くの経費と時間を要することから整備路線の選定については、周辺のまちづくりの状況など総合的な検証が必要です。

【道路・公園の防災性向上】

道路・公園擁壁の安全性を確保するためには、継続的な点検調査を行うことが課題となっています。

【橋りょうの整備】

・計画的な補修、補強のため、5年に1回の近接目視の法定点検の実施とともに、橋りょう長寿命化修繕計画を見直して、予算の平準化を図り効率的かつ計画的に補修、補強を行う必要があります。

「水宝が笨」

• 異常気象に起因する大型台風や局地的集中豪雨による水害対策に、取り組む必要があります。

目指すまちの姿・状態

- 都市空間の防災機能を強化し、災害に強い都市づくりをめざします。
- ・災害に強い道路・公園づくりを進め、安心して生活でき、逃げないですむまちをめざします。

施策の方向性

【細街路の拡幅整備】

・細街路拡幅整備事業は、災害に強いまちづくりを実現するための重要な施策です。区民、事業者の 理解と協力のもとに、幅員4m未満の細街路を拡幅整備していきます。また、今後は高度防災都 市化の実現に向けて一層の拡幅整備を推進するため、拡幅可能箇所の土地所有者への協力要請を 行う「声かけによる拡幅整備」を拡充していきます。

【道路の無電柱化】

• 防災・景観の観点から整備の必要性や効果を総合的に評価し、幹線道路から優先的に整備を進めます。整備にあたっては、工期短縮や低コスト化を図るため、各企業者の既存管路を活用して整備することや、比較的狭い区道では地上機器の設置場所に沿道の公共用地や民有地を活用するなど、工夫しながら整備を進めていきます。また、再開発等の機会を捉えて積極的に無電柱化を促進していきます。

【道路・公園の防災性向上】

【橋りょうの整備】

• 定期的な点検調査を行い、必要に応じて補修、補強を実施し、橋りょうの健全かつ安全な維持管理を行います。

【水害対策】

- ・都市型水害に備えるため、神田川、妙正寺川の河川改修や下水幹線の整備を促進するとともに、道路の透水性舗装や浸透ますなどの雨水流出抑制施設の整備やハザードマップ等による啓発活動など、総合的な治水対策を促進します。
- ・水位警報(サイレン)装置や防災行政無線により、避難勧告等の水害情報の伝達を行います。



[三栄通りの無電柱化が完了] (平成28年3月)

「避難勧告について記載すべき」との趣旨のご意見を踏まえ加筆しました。

(整備後)

(整備前)



【防災意識と地域の防災力の向上】

- 災害対策に対する小構えや準備、発生時の行動をまとめた小冊子「災害に備えて」を区民に配布すると ともに、外国語版をホームページで公開しています。
- 町会・自治会を母体とする防災区民組織の活動支援や各避難所での防災区民組織、PTA、学校、地域団 体及び関係機関の連携による定期的な防災訓練の実施などにより、地域防災力の向上に取り組んでいます。

【区の災害対応体制の推進】

- 「新宿区事業継続計画(BCP)」(平成22年7月)、東日本大震災を踏まえた地域防災計画(平成23年 度修正)及び「新宿区事業継続計画(BCP)防災センター版」(平成25年3月)の策定に基づく初動体 制及び応急活動体制の強化を図りました。
- 災害発生時に迅速に初動態勢を確立し、応急活動を的確に実施するための災害情報システムの再構築を 平成24~26年度に行いました。
- ・被災者生活再建を円滑に進めるための罹災証明等発行に向け、平成25年度に被災者生活再建支援システ ムを導入しました。

【避難及び避難所運営体制の強化】

・平成23年8月に避難所の自主的な開設の基準等を定めた「新宿区避難所開設・運営方針」を策定すると ともに避難所備蓄の充実や運営体制の強化を図りました。また、女性の視点を取り入れた避難所運営体制 づくりを行っています。

【災害時要援護者(要配慮者)の安全確保】

- 平成24年3月に災害時要援護者(要配慮者) への支援策及びその手順等を示した「新宿区災害時要援護 者支援プラン」を策定しました。また、平成28年4月に発生した熊本地震の課題を踏まえ、同プランの 整理・見直しを行います。(※H29完了予定)
- 区の高齢者や障害者施設等を福祉避難所として整備しています。また、福祉避難所対象施設を拡大する ため、区内で特別養護老人ホームなどを運営する民間事業者と、災害時に当該施設を福祉避難所として開 設できるよう協定締結を進めています。(※H29完了予定)

【医療救護活動】

• 医療救護所を区内10か所(特別出張所ごとに1か所)の学校避難所に設置しています。医療救護所で は、医療資機材等を備蓄するとともに、区職員や新宿区医師会の医師等が連携し、災害時対応訓練を実施 しています。

【飲料水・食糧・生活必需品の供給】

- ・東日本大震災を受け、避難所への備蓄だけでなく在宅避難者及び帰宅困難要援護者(要配慮者)のため の食糧の備蓄及び区内10か所の医療救護所への医療救護用テントの配備など備蓄物資の充実を図りまし
- 各地域本部(特別出張所)管内ごとに拠点となる区備蓄倉庫を定め、避難所で物資に不足が生じた場合 に、物資の供給を速やかに行えるよう体制を整えました。

【帰宅困難者対策】

・東日本大震災を踏まえ一斉帰宅の抑制、帰宅困難者受け入れ体制・一時滞在施設の指定、情報収集伝達 等の帰宅困難者対策に取り組みました。

【マンション対策】

区民の8割が集合住宅に居住しているという区の特性を踏まえ、中高層マンションの防災対策マニュア ル「マンション防災はじめの一歩」を作成し、自主防災組織の立ち上げやマンションに必要な防災対策、 防災訓練の実施などマンション防災対応力の向上を図りました。

現 状・課 題

【防災意識と地域の防災力の向上】

• 首都直下地震発生の切迫性が指摘され、地域の防災力向上に向けた取組の強化が喫緊の課題となって います。一方、区民の防災意識が薄れがちとなり、意識を高揚させるための取組の強化とともに、地 域防災の担い手の高齢化や偏在化の解消に向け、幅広い層への防災意識の普及を図り、地域防災活動 への参加を促す必要があります。

【避難及び避難所運営体制の充実】

・東日本大震災や熊本地震を踏まえ、女性の視点や高齢者等に配慮した避難所運営の体制づくりや備蓄 物資の充実などの対策が求められています。

【帰宅困難者対策】

・商業・業務機能が高度に集積し昼間人口を多く抱えることから発生する帰宅困難者対策をはじめ、東 京2020オリンピック・パラリンピックの開催により見込まれる、国内外からの来訪者の増加、超 高層ビルや大規模地下街、繁華街などの災害対策が大きな課題となっています。

【マンション対策】

・区民の8割が集合住宅に居住しているという区の特性を踏まえ、集合住宅・マンション特有の課題に 取り組む必要があります。

【災害時要援護者(要配慮者)の安全確保】

- 福祉避難所において、要配慮者の状況に応じた専門的支援ができる人材の確保が課題となっています。 また、災害時に円滑な避難・誘導等ができるよう、避難訓練等の実施による災害時応急体制の強化が 必要とされています。
- ・災害時における来街者を含めた外国人支援の仕組み作りが求められています。

防災対策の内容について、「非常食 や飲料水を準備」(77.6%)が7 割台半ばを超えて最も高く、次いで 「懐中電灯、携帯ラジオの準備」 (77.0%) も7割台半ば、「家具 類の転倒防止」(61.6%)が6割 強と続いています。

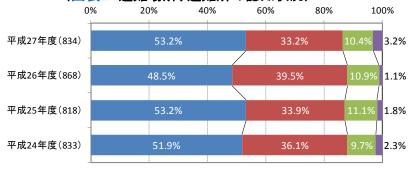
• 一方、「避難所、避難経路の確 認」(25.3%)は2割台半ば、 「自主防災会の行事への参加」 (12.7%) は1割強に留まります。

非常食や飲料水を準備 77.6% 懐中電灯、携帯ラジオの準備 77.0% 家具類の転倒防止 61.6% 家族との連絡方法、集合場所の確認 40.2% 消火器など消火機器の準備 40.0% 貴重品など持出し品の確認 物が落ちないよう棚の上を整理 救急医療品の用意 29.0% 避難所、避難経路の確認 25.3% 自主防災会の行事への参加 12.7% ブロック塀などの確認 4.3% その他 1.2% 無回答 0.6%

(図表1:区民が行っている防災対策の内容)

0% 20% 40% 60% 80% 100%

(図表2:避難場所、避難所の認知状況)



■すべてを知っている ■どれか1つでも知っている ■どれも知らない ■その他 資料)「平成27年度第1回区政モニターアンケート」 20

避難場所・避難所につ いて、「すべてを知っ ている」(53.2%) が5割台半ば近く、 「どれか1つでも知っ ている」(33.2%) が3割台半ば近く、 「どれも知らない」 (10.4%) が約1割 です。

目指すまちの姿・状態

高度防災都市化の実現に向け、区民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、区民との協働により、地域防災力の向上や防災都市づくりに取組み、災害に強い、逃げないですむ安全なまちを目指します。

「商店会との連携について記載してほしい」と の趣旨のご意見を踏まえ、各種団体との連携 について記述を加えました。

施策の方向性

【防災意識と地域の防災力の向上】

- ・区民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、年齢や国籍を超えた幅広い層の区民が災害発生時に 互いに助け合う体制を構築し地域の防災力を向上します。
- ・町会・自治会、商店会など地域の各種団体との連携を強化することで地域の防災力向上を図ります

【災害情報の伝達体制の強化】

• 災害情報、避難情報などを区民や来街者に的確に伝達する体制強化を図ります。また、SNSによる情報発信を行い、災害時には多言語で災害情報を発信するなど災害時の外国人支援のしくみづくりに取り組みます。

【避難及び避難所運営体制の充実】

• 女性の視点を踏まえた避難所運営体制の見直しや、高齢者や障害者をはじめ配慮を要する方の安全 安心を確保するための避難所の充実と体制強化を図ります。

【災害時要援護者(要配慮者)の安全確保】

・民間事業者との協定締結により、福祉避難所の拡大や避難者への支援を行う人材の確保に取り組みます。また、備蓄物資の計画的な配備・更新、避難所開設・運営訓練等を実施し、災害時応急体制を強化します

【マンション対策】

・震災時の電気・ガス・水道などライフラインの停止による高層階の孤立、エレベーターへの閉じ込めの危険性、長周期地震動による大きな揺れへの対応などマンション特有の問題についての防災対策の充実を図ります。

【帰宅困難者対策】

・町会・自治会、商店会、事業所、大学、医師会、防災関係機関との協働による帰宅困難者対策や災害応急活動体制づくり、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催やその後も見据えた、国内外からの来訪者への対応、超高層ビルや大規模地下街、繁華街などの災害対策など、商業・業務地域の防災力を強化します。

「昼間人口(来訪者)の災害時対応が必要」との趣旨のご意見がありました。

施策の方向性では、来街者である帰宅困難者対策 に取り組むとしており、ご意見と方向性は合致して います。

(区が発行している防災に関するパンフレットやマニュアル)

「新宿は20歳代が多いのが特徴であるが、啓発意識をどのように高めるのか」との趣旨の ご意見がありました。区では、子供からお年寄りまで誰もが楽しく防災について考える、しん じゅく防災フェスタを実施し、防災意識の向上を図っています。また大学生や若い方にボラン ティアに参加いただいています。

「情報伝達の取り組みを明記してほしい」など のご意見を踏まえ、加筆修正しました。



「昨今、ペットを飼育されている方が多く、避難所におけるペットのあり方について記載して欲しい」との趣旨のご意見がありました。避難所におけるペットの対応についてはマニュアルを策定しています。 ご意見を踏まえ、災害時における適切な対応に取り組んでいきます。





ようせいりょしゃほうさいこうどう

「福祉避難所での備蓄物資の確保」などのご 意見を踏まえ、福祉避難所の取り組みを加筆 修正しました。



「10階を超える建物に高齢者など足の不自由な 人が住んでいる。民間事業者との連携を講じてほ しい」との趣旨のご意見がありました。 施策の方向性では、高齢者を含む災害時要援護 者への安全確保と、マンション対策の記述があり、 ご意見と方向性は合致しています。

> 障害者や高齢者などの方々を災害から守るための ご本人と、ご家族、地域の方々のための手引害です。

> > **%** 新宿区





(総合防災訓練)

【地域の安全・安心】

• 安全推進地域活動重点地区(以下重点地区という。)活動団体を拡大(H28年度107団体)する など、防犯活動を積極的に推進してきました。重点地区では防犯意識向上と情報交換のための防犯 活動推進連絡会及び防犯リーダー実践塾を開催しています。また、相互連携や人的交流の推進を目 的とする重点地区の連携による安全マップ作成等の事業を実施しました。さらに、重点地区を対象 に防犯力メラ整備の促進を図るため費用助成を行っています。

・まちの環境美化を促進し治安向上につなげるため、落書き消去剤を貸出すなど消去活動を支援しま した。また、安全安心メールにより 意識の向上に努 めました。

【繁華街対策】

• 区民や新宿区を訪れる方 づくりを実現するため「乳

Ⅲ一②「誰もが安心して楽しめるエンターテイメントシティの 実現」でいただいた、「治安向上の取組みも検討してほし い」との趣旨のご意見は、「地域の安全・安心」や「繁華街 対策」で取り組んでいくこととなります。

した。制定後も客引き行為の一番買しマロットのでは、飲食心師の降土呂来で知りている現状がある ことから、条例を改正し、罰則規定を導入しました。また、同条例の改正に併せて、警備会社によ る客引き防止パトロールを実施し、実施区域における客引きの減少が認められています。

・危険ドラッグ撲滅条例を施行し、キャンペーン等の実施などにより、区内から危険ドラッグ販売店 舗を撲滅しました。

【詐欺·消費者対策】

- 振り込め詐欺対策として、警告メッセージの再生と通話内容の録音を行う自動通話録音機約200台 を配布するとともに、キャンペーン等啓発活動を実施したことにより、区内振り込め詐欺発生件数 が75件(平成26年)から58件(平成27年)へ減少しました。
- 平成27年度に消費生活地域協議会を設置し、新宿区における消費者教育及び消費者安全確保の推進 に取り組んでいます。

現状・課題

【地域の安全・安心】

・安全・安心のまちづくりに対する関心が高まり、地域における防犯活動も活発に行われていますが、 依然として犯罪に関する区民の不安は解消されておらず、防犯パトロールや子どもの見守り活動等の 自主防犯活動の推進や防犯カメラの設置等、より一層の取組みと防犯意識の向上が求められています。

【繁華街対策】

・東京2020オリンピック・パラリンピックの開催により、国内外からの来訪者の増加が見込まれ、 犯罪や犯罪被害者の増加が懸念されます。また、客引き行為が悪質化、巧妙化しており繁華街の安全 安心対策が求められています。

【詐欺・消費者対策】

- 振り込め詐欺等の身近な犯罪など、地域の目で犯罪を防ぐ力を高めることが必要となっています。
- ・悪質商法や契約上のトラブルなど消費生活に関する相談や苦情は多様化、深刻化しており、消費者問 題への的確かつ速やかな対応が求められています。
- 特に、被害が潜在化しやすい高齢者や障害のある人などは、次々に悪質商法の被害を受け、生活にも 支障をきたすなど深刻な問題となっています。被害の早期発見が求められています。
- ・消費者市民社会を構築していくためには、幼児期から高齢期まで人生のライフステージに対応した消 費者教育の推進が求められています。

目指すまちの姿・状態

・すべての区民が、犯罪等の不安を感じることなく日々の生活を送ることができる、安全

で安心な暮らしやすいまちをめざします。

「危険ドラッグ対策に取り組むべき」との趣旨のご意見 がありました。施策の方向性では、多種多様な犯罪か ら身を守るとあり、危険ドラッグも含まれることから、ご 意見と方向性は合致しています。

繁華街での危険ドラッグ販売店舗撲滅後も、この施策

の中で取り組むこととなります。

施策の方向性

【地域の安全・安心】

- ▶・多種多様な犯罪から身を守るために、的確で新しい情報を提供し、防犯意識の向上を図っていきま
- ・警察・消防や関係部署との協力体制をさらに強め、防犯力メラ設置を促進し、犯罪が起こりにくい まちづくりに取り組みます。

【繁華街対策】

て楽しめる街

を制定しま

文言整理しています

- 客引き行為防止対策などを進め、繁華街の安全・安心を高め、暮らしやすいまちを実現します
- ・東京2020オリンピック・パラリンピックの開催やその後を見据え、警察署及び民間事業者を含 む関係機関との連携により、区民の安全安心に向けテロを初めとする犯罪の抑止へ向けた取り組み について、より一層の強化を図ります。

【詐欺・消費者対策】

- 振り込め詐欺等身近な犯罪の防止に取り組みます。
- ・幼児期から高齢期までの人生のライフステージに対応した消費者教育の推進に取り組んでいきます。
- ・高齢者や障害者など、特に悪質商法の標的にされている人々への啓発や情報提供、相談等の対応や、 地域の見守り機能や相談機能の強化を図り、潜在化複雑化している消費者問題への関係機関・団体 との連携協働のもと的確に対応していきます。

新宿区における刑法犯認知件 数は減少傾向にありますが、 特別区や東京都と比較すると 減少ペースはやや下回ってい ます。また強盗やひったくり などの凶悪犯が、絶対数は少 ないものの増加傾向となって います。

(図表1:新宿区・特別区・東京都の刑法犯認知件数の推移) ※平成23年を100とした場合



資料)警視庁「自治体別刑法犯発生件数」

(図表2:新宿区の刑法犯認知件数)

	刑法犯認知件数	強盗	侵入窃盗	ひったくり	車上ねらい	自転車盗	オートバイ盗	自動車盗
平成23年	9,521	40	416	41	191	1,930	143	7
平成24年	9,377	48	345	38	134	1,713	127	10
平成25年	8,369	35	401	39	126	1,604	90	13
平成26年	8,240	64	297	45	126	1,819	46	4
平成27年	7 940	52	356	50	104	1 619	50	4

個別施策3 暮らしやすい安全で安心なまちの実現

(②感染症の予防と拡大防止 *食の安全対策を含む)

取組状況•成果

【新型インフルエンザ等対策】

- ・平成26年1月に「新宿区新型インフルエンザ等対策地域医療包括BCP」を、平成26年3月には 「新宿区新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、これらに基づいて対策を進めています。
- 医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関、警察 消防等を構成員とする新型インフルエンザ対策 連絡会及び同地域医療体制専門部会をそれぞれ年2回開催し、関係機関との連携強化を図っていま す。
- ・地域医療包括BCPに基づく住民予防接種を含めた発生時対応訓練を実施し、新型インフルエンザの発生に備えています。
- ・平成27年度は、新型インフルエンザ等発生時の予防接種についての協定を区と医師会の間で締結しました。また、新型インフルエンザ等発生時の予防接種に係る人員派遣について医療機関や薬剤師会とも協定を締結しました。
- ・診療所及び保険薬局への防護服等の配付、着脱訓練を実施し、発生時の医療体制の確保を図っています。平成27年度末現在、区内の診療所180か所、保険薬局121か所に防護服等を配布しました。
- ・普及啓発用のマスク・ポスターを、区有施設やイベントで配布することにより、区民に正しい知識 を広めるよう努めています。

【その他の感染症対策】

- ・区民に感染予防の正しい知識を得てもらうため、広報や区ホームページ、パンフレットの配布等を通じて、感染症に対する普及啓発を行っています。また、予防接種や、結核・H I V など感染症を早期に発見するための健康診断を実施しています。
- ・感染症の発生動向に関する情報を収集し、感染症の流行等に関して適切な予防対策を実施しています。
- ・医療機関から患者の発生届出を受け、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(感染症法)に基づき、発生状況の調査、患者家族や接触者などに対する健康診断や生活指導、また必要に応じて特定業務への就業制限や入院勧告などを行うことにより、感染症の拡大防止に努めています。
- ・新型インフルエンザ以外にも、平成14年の重症急性呼吸器症候群(SARS)、平成25年の鳥インフルエンザ(H7N9)、平成26年のエボラ出血熱、平成27年の中東呼吸器症候群(MERS)などの海外発生、平成26年のデング熱の国内発生など、社会的影響の大きい新たな感染症が発生した際には、全庁的な危機管理体制を立ち上げるとともに、疑い例に対する調査や検査を実施し、その結果に基づき感染拡大防止策を図るなど、感染症指定医療機関、医師会、東京都など関係機関と連携し、迅速かつ適切に対応しています。
- ・平成26年のデング熱の国内発生を受け、平成27年6月に「新宿区蚊媒介感染症対策行動計画」を 策定しました。また、これに基づき蚊の発生抑制に関するチラシを作成し区民に配布するなど、デング熱、チクングニア熱、ジカウイルス感染症などの蚊媒介感染症対策を実施しています。

【食の安全対策】

- ・食中毒対策として、食品関連事業者に対して、一斉検査や食品衛生講習会を通じてノロウイルス、 カンピロバクター、腸管出血性大腸菌を中心とする食中毒の予防法について指導しています。
- ・広報や区ホームページ、ふれあいトーク宅配便、食品衛生フェア等を通じて、区民等の消費者に手洗いの重要性及び生または加熱不十分な食肉・食鳥肉を喫食することの危険性について普及啓発しています。
- 区内で製造される食品や販売される輸入食品等について、細菌検査や食品添加物等の化学検査を定期的に対象を選択して実施し、製造者等を監視指導しています。

(住民接種訓練の様子)





「食品添加物等の課題を挙げて対応すべき」との趣旨のご意見を踏まえ記述を加えました。

現 状・課 題

【新型インフルエンザ等対策】

- 新型インフルエンザの発生時にするべきこと(住民への予防接種等)について、さらに体制の整備を 進めていく必要があります。
- 行政と医療機関との連携や医療機関相互の連携をより強くするため、病院と診療所との間や病院間の調整について、様々な状況を想定した訓練を重ねていく必要があります。
- ・発生時の医療体制を維持するため、対応可能な診療所及び保険薬局の数を増やす必要があります。
- 新型インフルエンザ感染の拡大を防ぐためには、区民が感染防止のための正しい知識を得る必要があります。

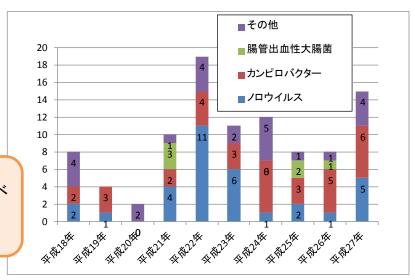
【その他の感染症対策】

- ・保育所、学校、社会福祉施設、医療機関等における感染症の発生・拡大を予防するため、引き続き適切な情報提供、発生時における対応策の助言等を行うとともに、連携をさらに深める必要があります。
- ・エボラ出血熱などの一類感染症疑いが発生した際の対応など、感染症指定医療機関、医師会、警察、 消防などと連携し、訓練を重ねていく必要があります。
- •居住外国人・訪日外国人の増加を受け、外国人の感染症患者も増えていますが、言語や感染症に対する認識の違い、経済的問題等から、その対応は苦慮することが多く課題となっています。特に結核対策においては、日本語学校就学生を中心に、高まん延国出身の外国人が増加し、入国後に結核と診断されることから、その早期発見、治療支援が課題となっています。
- 区内に特定感染症指定医療機関(国立国際医療研究センター病院)や多くの大学病院があり、感染症法に基づく届出数の多い保健所として、東京2020オリンピック・パラリンピックも見据えて、新たな感染症に対する健康危機管理対応も含め、多様な感染症に総合的に対応できる体制を整備する必要があります。

【食の安全対策】

- 近年の食中毒事件の大半を占めているノロウイルスおよびカンピロバクター、重篤な症状を引き起こす可能性のある腸管出血性大腸菌による食中毒の予防対策を推進する必要があります。
- ・区民等の消費者が、生または加熱不十分な状態で食肉・食鳥肉を喫食することの危険性、正しい手洗いの重要性を認識する必要があります。
- 近年の食品流通のグローバル化や多様化に伴い、安全性の確認をさらに進める必要があります。

(図表2:区内の食中毒発生件数の推移)



資料)新宿区「新宿区の概況」

(②感染症の予防と拡大防止 *食の安全対策を含む)

目指すまちの姿・状態

感染症や食中毒の発生・拡大を予防し、区民の生命及び健康を守ることのできるまちを めざします。

施策の方向性

【新型インフルエンザ対策】

- 「新宿区新型インフルエンザ等対策地域医療包括BCP」に基づく地域医療体制を構築するために、 新型インフルエンザ対策連絡会及び同地域医療体制専門部会を開催し、行政と医療機関との連携や、 医療機関相互の連携強化を図っていきます。また、様々な状況を想定した発生時対応訓練を重ねることにより新型インフルエンザの発生に備えていきます。
- 新たに開設する診療所及び保険薬局への防護服等の配付、着脱訓練を実施して、対応可能な医療機関を増やし、発生時の医療体制の強化を図っていきます。
- ・普及啓発用のマスク・ポスターを、区有施設やイベントで配布・説明すること等により、区民に正し い知識を広めるよう努めていきます。

【その他の感染症対策】

- ・平常時における、感染症に関する普及啓発、予防接種、健康診断、発生動向調査を実施し、感染症の 発生・拡大予防に努めていきます。
- ・感染症発生時には、感染症法に基づき、患者に対する調査、家族・接触者に対する健康診断や生活指導等を適切に実施していきます。
- 区職員に対する研修やジョブローテーションを通じて健康危機管理に対応できる人材の育成を強化するとともに、感染症指定医療機関、医師会、東京都など関係機関と連携し、新たな感染症など社会的影響の大きい感染症が発生した際の体制を充実していきます。
- ・区内には特定感染症指定医療機関(国立国際医療研究センター病院)や多くの大学病院が存在し、感染症発生時に区内医療機関と保健所が求められる役割は大きいことから、東京2020オリンピック・パラリンピックも見据えて、医療機関ごとの役割分担を明確にし連携を強化することで、地域の感染症医療体制の充実を図っていきます。

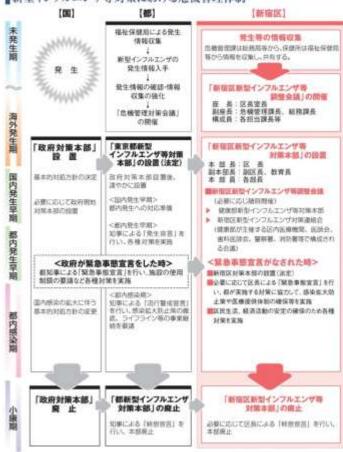
【食の安全対策】

- ・ 食中毒対策として、食品関連施設への監視指導や食品の検査を充実させるとともに、食の安全に関する正確かつ適切な情報を提供することで、食の安全を確保していきます。
- •-食品関連事業者による自主的衛生管理の取り組みが適切に行われるよう、情報の提供、その他の技術的支援を行っていきます。
- ・区民等の消費者に対して、広報・区ホームページへの掲載や講習会の開催、パンフレットの配布等により、食品衛生知識の普及啓発及び情報提供を適時・適切に行っていきます。
- ・国など関係機関との情報共有、連携の強化を図り、輸入食品の検査などグローバル化等への対応を適切に行い、食の安全を推進していきます。

「食品添加物等の課題を挙げて対応すべき」との趣旨のご意見を踏まえ記述を加えました。課題は前ページに記載しています。

(新型インフルエンザ等対策における危機管理体制)

■新型インフルエンザ等対策における危機管理体制



資料)新宿区新型インフルエンザ等対策行動計画(概要版)

(その他感染症対策のチラシ)



水たまりにご用心!

~その水たまりから蚊が発生します~



「感染症拡大予防に関して、新型インフルエンザ対策は進んでいるが、病院以外の民間施設での対応など、外国人観光客の対策を進めているのか。」との趣旨のご意見がありました。区では、医療機関との連携や、東京都と協議体を設立し対策を検討しています。



空き高・缶・ベットボトル

デング・ジカウイルスを 媒介する蚊 日本ではヒトスジシマカが 媒介します。

日本ではヒトスジシマカが 媒介します。 成虫の活動期は5月から 10月頃で、木陰や草むらに 潜み、主に朝方から夕方ま

発生に対象 ヒトスジシマカは、身の個 りの小さな水たまりに産卵 して、繁殖します。住まい の周辺の水たまりをなくす ことで、蚊の発生数を減ら すことができます。

女に刺されないために 蚊が多い場所や海外の流 行地へ出かける際は、でき るだけ肌を歴出しないで、 虫よけスプレーを正しく使 い、蚊に削されないよう注 走しまう。

【アスベスト対策】

・平成27年度にアスベストが使用されている可能性がある建築物について所有者へのアンケートによる実態調査及び助成事業の周知・啓発を行いました。その結果、相談件数については149件(平成26年度は46件)と大きく増加し、4件については含有調査助成につなげることができました。

【空き家等対策】

•管理不全な空き家等による周辺環境への悪影響の問題等に対処するため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」や「新宿区空き家等の適正管理に関する条例」に基づいて、問題解決に取り組んでいます。具体的には、空き家や空き地などの適切な維持管理に関する相談を受け、所有者等への指導等を行っています。また、空き家等適正管理審査会の認定を受けた3件の空家の所有者に対して助言・指導を行い、改善が進んでいます。

【分譲マンションの適正な維持管理及び再生への支援】

• 分譲マンションの良好な維持・管理を促進するため、啓発活動や相談などの取組みを行っており、マンション管理セミナーの申込者数やマンション管理相談の実施回数はほぼ目標水準を達成しています。

【路上喫煙対策】

• 路上喫煙やたばこの火による被害の防止を図るため、路上喫煙禁止パトロールによる指導や啓発を行うとともに、合わせて放置自転車対策など、効率的な運用に努めています。また、地域団体などとの連携による路上喫煙禁止協力員による啓発を行い、路上喫煙を防止するための草の根的な活動も展開しています。

【ポイ捨て防止対策】

・地域による環境美化の推進を図るため、区民・地域団体・事業者・行政が一体となって、路上喫煙禁止・ポイ捨て防止キャンペーン活動を年間23回実施しています。また、春のごみゼロデーや秋のごみゼロ運動、冬の年末クリーン大作戦など、区民や事業者等と協働した清掃活動を実施しています。

【公害等の監視・規制・指導】

- ・公害のない良好な生活環境づくりのため、石綿含有建築物解体作業の監視、工場・指定作業場などへの立ち入り検査、一般生活公害の苦情対応、地下水汚染調査、繁華街・駅周辺の騒音調査などを実施しています。
- ・カラスの被害に対応するため、カラスが攻撃的になる繁殖期にあたる春から夏にかけて、住民から の通報や依頼に対応し、職員が現場を確認し、委託業者により巣を撤去しています。また、ハクビシ ン等の被害に対応するため、住民から棲みつかれ等の被害通報があった場合、委託業者により捕獲・ 処分を実施しています。

現 状・課 題

【アスベスト対策】

・平成27年度に実施した実態調査の結果でアスベスト有りと判明したものや、アスベストの有無が不明のものについては、継続して含有調査や除去等工事の実施を促すことが重要です。

【空き家等対策】

- 区内全域の空き家等の所在地や老朽化度等の現状を把握し、空き家等の適正な維持管理や有効活用の促進が必要となります。
- ・空き家等の所有者が特定できても相続等で権利関係が複雑化しているケースや、所有者の経済的な理由でただちに改善できないケースがあります。
- ・所有者の居住地が遠方のケースや所有者が判明しないケースなど、十分な改善要請を行うことが困難 な場合があります
- ・ 廃棄物に起因する管理不全な建築物は再発する事例も多いため、生活改善などを関係部署と連携して 対応していく必要があります。

【分譲マンションの適正な維持管理及び再生への支援】

- ・マンション管理相談員派遣制度の利用件数が伸びていないため、利用方法などについて更なる周知を図る必要があります。
- 管理組合が機能していないなどの分譲マンションの管理状況の実態把握に努め、ニーズの把握や対応 策を検討し、支援を実施していく必要があります。

【路上喫煙対策】

- ・来街者が多い新宿駅周辺などの路上喫煙対策、特に夜間時間帯への対策が課題です。
- 区で管理している喫煙所は、受動喫煙防止対策など、環境改善を進めて行く必要があります。改善にあたっては、道路管理者等の関係機関や地域の理解と協力が必要です。

【ポイ捨て防止対策】

・観光客など来街者が増加しているため、ポイ捨て防止等キャンペーンのさらなる周知を行い、より一層のまち美化を推進していくことが求められています。

【公害の監視・規制・指導】

- ・区は、住宅や事務所、工場・事業場、商業施設などが密集しているだけでなく、大規模な建設作業が行われることも多く、騒音・振動・悪臭等の公害が発生しやすい状況となっています。このような都市型公害による生活環境への影響を抑制することが求められています。
- 大気測定や自動車騒音振動測定等を実施し、測定結果を公表することが区民の安全安心に繋がることから、継続的に環境測定を行っていく必要があります。

25

新たな環境に関する課題等の発生に応じて適切に情報収集を行っていく必要があります。

(図表1:公害相談件数の推移)

種類		相談内容							
年度	総数	ばい煙・ 粉じん※	騒音	振動	悪臭	カラス ・ハト	その他		
	件	件	件	件	件	件	件		
22	540	32	144	29	39	252	44		
23	876	45	184	41	49	279	278		
24	702	46	183	46	73	256	98		
25	833	70	288	50	64	245	116		
26	777	62	265	34	138	201	77		
27	920	76	295	47	121	274	107		

基本政策Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化

目指すまちの姿・状態

- ・アスベストの除去や空き家の適切な管理、分譲マンションの適切な維持管理を支援する ことで、誰もが安心できる住宅環境を実現します。
- ・ポイ捨てや路上喫煙を防止し、騒音・振動・悪臭などの公害に対する規制・指導を行うとともに、大気測定、自動車騒音振動等の環境測定を継続して実施することで、良好な生活環境をつくります。

「路上喫煙対策については積極的である。 受動喫煙防止の目的も記述すべき」 「生活環境作りの推進として、路上喫煙対 策に加えて、受動喫煙の防止として推進す べき」との趣旨のご意見を踏まえ、受動喫煙 の防止に関する記述を加え修正しました。 (路上喫煙禁止ポスター)

施策の方向性

【アスベスト対策】

- ・吹付けアスベストは劣化や損傷、建築物の解体工事等により飛散し健康被害を及ぼすものであるため、 建築確認業務や解体の届出業務などの建築に関わる業務との連携の強化を図ります。
- ・平成27年度に実施した実態調査の結果を踏まえた<mark>啓発活動を実施し、アスベスト含</mark>有調査や適正な除去等の実施について働き掛けていきます。 ↑
- ・今後の周知・啓発方法として「まずは調査を」との呼び掛けを強化していき、区民の方々に所有建築物のアスベスト使用状況を把握していただくことで、アスベスト対策への関心を高めていきます。

【空き家等対策】

文言整理しています。

- ・管理不全な空き家等による周辺環境への悪影響の問題等に対<mark>処するため、特措法や条例に基づき問題</mark>解決に粘り強く取り組んでいきます。
- ・平成28年度に空き家等の所在地や老朽化度等の実態調査を行い、区内の空き家等の現状等を把握するとともに、結果を分析し平成29年度に「空家等対策計画」を策定して、同計画に基づき空き家等対策を総合的かつ計画的に推進していきます。

【分譲マンションの適正な維持管理及び再生への支援】

・分譲マンションの適正な維持・管理を促進していくために、管理実態の的確な把握に努め、管理組合が機能していないなどの分譲マンションに対して、管理組合の必要性等の更なる周知・啓発を行い、区からの積極的なマンション管理相談員派遣を行うなど、再生への支援をしていきます。

【路上喫煙対策】 ▽

- ・ポイ捨てや受動喫煙を防止し、たばこを吸う人も吸わない人も心地よく過ごせる新宿となるよう、地域等との協働によるキャンペーンやパトロールによる指導を継続的に実施するとともに、 区民、事業者、来街者などへの路上喫煙禁止の普及啓発を行っていきます。
- 区が設置している喫煙所について、受動喫煙への配慮など更なる対策のため、喫煙所の整備を進めていきます。

【公害の監視・規制・指導】

- ・公害の監視・規制・指導及びカラス・ハクビシン対策は、公害等を未然に防止し、良好な生活環境を維持するとともに、区民の暮らしや健康を守り、安全安心なまちづくりに不可欠な事業であるため、継続して行っていきます。
- 今後も、環境測定を継続的かつ定期的に行うことで良好な生活環境づくりに努めていきます。

「路上喫煙について、新宿区は努力義務。 違反者取り締まるのではなく、マナーの基 本として推進。喫煙について、低年齢から の教育・啓発が必要。」との趣旨の意見が ありました。

施策の方向性では、路上喫煙防止の普及 啓発を行うとしており、ご意見と方向性は 合致しています。

また、「個別施策 I -1健康寿命」でも、喫煙による健康への影響に関する普及啓発を行うとしています。



ハクビシン



(クリーン作戦の様子)